

(仮訳)

ロシア連邦大統領令

国防関連の発注を履行する事業者の活動実施に関するいくつかの問題について

2022年1月30日憲法的連邦法第1-FKZ号「戒厳令について」第8条にしたがい、以下を決定する：

1. 国防関連の発注に関する製品納入（役務遂行、サービス供与）の主たる履行者である、または国防関連の発注に関する製品納入（役務遂行、サービス供与）に参加する履行者である事業者が、国防関連の発注に関する製品納入（役務遂行、サービス供与）履行のための措置を講じなかったことを含め、国家契約（契約）上の自らの義務に違反した場合、戒厳が解除されるまでの間、以下の通りとすることを定める：

a) そのような事業者の出資者（株主）の権利およびその管理機関の権限を停止する；

b) ロシア連邦産業商業省の提言にもとづき、そのような事業者の単独執行機関の権限、および、国防関連の発注履行のために必要な程度において、その事業者の株主総会または取締役会（監査役会）の権限を行使する管理機関が定められる。

2. ロシア連邦政府は：

a) 戒厳令の有効期間中、ロシア連邦軍産委員会評議会に附属する、国防関連発注の履行に参加する事業者の活動問題に関する作業部会（以下、作業部会）を設置する；

b) 作業部会が国防関連発注の履行に参加する事業者の活動の評価を行う旨、そうした事業者の出資者（株主）の権利およびその管理機関の権限の停止、管理組織の設定に関する諸問題についての立場を定める旨などを定める、作業部会についての規程を承認する；

c) 作業部会のメンバー構成を承認する。

3. 作業部会の決定にもとづき、ロシア連邦産業商業省のしかるべき法規文書が発せられる。

4. ロシア連邦政府は以下のために必要な措置を講じる：

a) 本令第1項に定める事業者の従業員の労働者としての権利の保護；

b) 本令第1項に定める事業体に投資される予算資金の保護；

c) 本令の実行。

5. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年3月3日

第139号